

〈参考〉

埼玉県清掃行政研究協議会

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）埼玉県（以下「県」という。）、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）の災害時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する支援体制について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律 第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、災害による処理施設の破損等で処理できない生活ごみ、事業系一般ごみ及びし尿のことをいう。

3 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で市町村等が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

4 この協定において「相互支援」とは、次に掲げることをいう。

（1）一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び斡旋

（2）一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な職員の派遣

（3）一般廃棄物及び災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の提供

（4）焼却、破砕等の中間処分及び最終処分の実施。

（5）前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物及び災害廃棄物処理に関し必要な事項

（会員の責務）

第3条 会員は、支援体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

（1）災害廃棄物処理指針を策定する。指針策定を通して、災害廃棄物処理体制を整備する。

（2）支援要請を受けたときは、積極的に支援に応ずるように努めなければならない。

（3）他都県からの支援要請に基づき、県が支援要請した場合、市町村等は、可能な限りこれに応じ支援するものとする。

（支援要請）

第4条 被災した市町村等が支援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、市町村等に対し、会長と協議の上、要請することとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了30日前までに異議の申し出のないときは、これを更に延長するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条4項に規定する協力に要する経費は、原則として支援要請をした市町村等が負担するものとし、支払い方法等については当事者間で協議するものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この協定による支援を行うにあたって必要な事項は、「一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱」に定める。

(疑義が生じた場合)

第8条 支援体制を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉研役員会で協議の上、決定するものとする。

(協定の締結)

第9条 この協定は、会長と会員の間で締結する。なお、協定を締結したことにより、会員相互が協定を締結したものと見なす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長

所在地 埼玉県

名称

代表者

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県清掃行政研究協議会一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援協定第6条に基づき、埼玉県（以下「県」という。）、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）の災害時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する支援体制について必要な事項を定める。

- 2 県及び市町村等は、各々の事務機能を最大限に活用し、相互支援の精神により災害からの早急な復興に資するため積極的に支援を行う。
- 3 埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼玉清研」という。）は、県内の全市町村等及び県が会員である機能を活用し、自治的な支援体制の構築に努め、連絡調整等必要な事項を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律 第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

- 2 この要綱において「一般廃棄物」とは、災害による処理施設の破損等で処理できない生活ごみ、事業系一般ごみ及びし尿のことをいう。
- 3 この要綱において「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で市町村等が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- 4 この要綱において「相互支援」とは、次に掲げることをいう。
 - (1) 一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - (2) 一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
 - (3) 一般廃棄物及び災害廃棄物を一時的に保管する仮置き場の提供
 - (4) 焼却、破砕等の中間処分及び最終処分の実施。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物及び災害廃棄物処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、支援体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- (1) 災害廃棄物処理指針を策定する。指針策定を通して、災害廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 支援要請を受けたときは、積極的に支援に応ずるように努めなければならない。
- (3) 他都県からの支援要請に基づき、県が支援要請した場合、市町村等は、可能な限りこれに応じ支援するものとする。

(埼清研の役割)

第4条 埼清研は災害廃棄物の処理及び相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 仮置場の状況及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査
- (2) 災害発生時の緊急連絡網の作成
- (3) 民間団体等との支援協定等の締結
- (4) 災害廃棄物処理対策訓練の実施
- (5) 災害廃棄物対策部会を運営
- (6) 支援団体等の募集

(県の役割)

第5条 県は災害廃棄物の処理及び相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物の発生状況や施設の稼働状況等の情報収集
- (2) 関係市町村等との連絡調整や支援要請
- (3) 他都道府県等との連絡調整や支援要請
- (4) ボランティア団体等との連絡調整
- (5) 廃棄物処理業者の情報収集・提供
- (6) 県有施設等での廃棄物処理支援
- (7) 県が備蓄している物資等の把握・提供
- (8) 関係団体との協力協定の締結

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は災害廃棄物の処理及び相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 被災状況や廃棄物量等の情報収集と連絡体制の整備
- (2) 仮置場の確保及び仮設トイレ等物資・資機材の整備
- (3) 災害に強い処理施設の整備
- (4) 他市町村等との相互支援体制の確立
- (5) 委託・許可業者との協定の締結

(相互支援体制)

第7条 この要綱に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

2 対策部会の部会員は、埼清研会長、県、及び各ブロックから選出された3名で構成し、埼清研会長が招集する。

3 各ブロックの部会員は、代表幹事と処理施設を設置する市や一部事務組合の管理者を擁する市から2名を選出する。

4 部会長は、埼清研会長とし、副部会長は部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 支援要請は、次の事項を記載した支援要請書(様式1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後日支援要請書を提出するものとする。

(1) 連絡責任者

(2) 災害の種類、発生日時、場所、被災の状況

(3) 支援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理を希望する廃棄物の種類及び量、作業の具体的内容等)

(県の調整)

第9条 県は、災害廃棄物の状況や要請内容を踏まえ、被災市町村等の属するブロックの部会員と調整し、ブロック内で対応が可能な場合、ブロック内市町村等に支援を要請する。なお、被災市町村等が直接、近隣の市町村等へ支援要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村等の属するブロック内での対応が困難な場合には、他ブロックの部会員と調整し、他ブロックの市町村等及び支援協定を結んでいる民間団体等に支援を要請する。

3 県は、県内での対応が困難な場合には、他都道府県等に支援を要請する。また、他都道府県等からの支援を受け入れるときは、被災市町村等と必要な調整を行う。

(実績報告書の提出)

第10条 支援市町村等は、災害廃棄物処理に関する支援を行った場合は、実績報告書(様式2号)により県に報告するものとする。

(協定の締結)

第11条 会員は、あらかじめ協定書を締結するものとする。

2 協定書は、埼清研会長と会員の間で締結する。

3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第12条 第2条4項に規定する協力に要する経費は、原則として支援要請をした市町村等

が負担するものとし、支払い方法等については当事者間で協議するものとする。

(計画書等の提出)

第13条 会員は、毎年4月10日までに、緊急連絡先・仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書(様式3号)を埼清研会長に提出するものとする。また、災害廃棄物対策指針に変更があった場合も同様とする。

2 埼清研会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(疑義が生じた場合)

第14条 支援体制を行う上で疑義が生じた場合は、役員会で協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は、平成19年 月 日から施行する。

様式1号

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援要請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱第8条2項に基づく支援を下記のとおり要請いたします。

記

1 連絡先

担 当 部 課	
連 絡 責 任 者	
電 話	
F A X	
電子メールアドレス	
備 考	

2 災害の状況（わかる範囲で記載）

災 害 の 種 類	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
被 災 の 状 況	

3 支援要請内容（わかる範囲で記載）

必要とする人員	
必要とする車輛	
資機材等の名称 及び数量	
処理を希望する 廃棄物の種類 及び量	
作業の具体的内容	
その他	

様式2号

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実績報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 記入者

担 当 部 課	
職 氏 名	
電 話	
F A X	
電子メールアドレス	
備 考	

2 支援の状況

災 害 の 種 類	
発 生 日 時	
支援した市町村等	
支援した市町村等の状況	

3 支援内容

支 援 期 間	
支 援 人 数	
支 援 車 輦 の 名 称 及 び 台 数	
支 援 した 資 機 材 等 の 名 称 及 び 数 量	
処 理 処 分 した 廃 棄 物 の 種 類 ・ 量 及 び 搬 入 先	
作 業 の 具 体 的 内 容	
そ の 他	

様式3号

緊急連絡先・仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

2 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）

○を付けて下さい

具体的に

3 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）

その他については形式を具体的に記入して下さい

資 料 編

資料1 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱

資料2 先進地（兵庫県、洲本市）視察報告書

資料3 災害復旧事業に対する支援制度

埼玉県清掃行政研究協議会
災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、その対応として、広域的な処理が円滑にできる体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協力体制とは、埼玉県清掃行政研究協議会(以下「協議会」という。)の会員相互間において、前条の目的を達成するため応援協力を行うことをいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、会員が行う一般廃棄物処理業務とする。

(会員の責務)

第4条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるように努めなければならない。
- 二 必要に応じて会員ごとの規約等の見直し及び地元住民の理解を得られるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第5条 会員は、あらかじめ協定書(様式1号)を締結するものとする。

2 協定書は、協議会会長(以下「会長」という。)と会員の間で締結する。

3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第6条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書(様式2号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第8条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第9条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書(様式3号)により会長に提出するものとする。

(疑義が生じた場合)

第11条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、平成9年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月23日から施行する。

様式1号

災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、県内における一般廃棄物処理の相互応援協力を行うことを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(費用負担)

第3条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第4条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレの備蓄数等報告書(様式2号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第6条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書(様式3号)により会長に提出するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了前30日までに異議の申し出のないときは、これを更に延長するものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

(協定の締結)

第10条 この協定は、会長と会員の間で締結する。

なお、協定を締結したことにより、会員相互が協定を締結したものとみなす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長

所在地 埼玉県
名称
代表者

様式 2 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）
○を付けて下さい 具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）
その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

様式 3 号

一般廃棄物処理委託実績報告書

平成 第 年 月 日 号

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託先

2 委託業務

(1) 処理施設等

(2) 人的派遣等

(3) 機材等

(4) その他

3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料

4 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

先進地（兵庫県、洲本市）視察報告書

1 期 日

平成18年10月11日（水）～12日（木）

2 視察先

（1）洲本市役所（兵庫県洲本市本町3-4-10）

（2）兵庫県庁（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

3 参加者

災害廃棄物対策検討部会 部会長 大久保 貴 一（さいたま市）

災害廃棄物対策検討部会 副部会長 三 澤 健 治（熊谷市）

埼玉県清掃行政研究協議会 事務局 松 澤 秀 夫（埼玉県）

4 目 的

11年前に大地震による被害受け、2年前の平成16年10月20日に台風23号の大雨による被害を受けた洲本市に、それぞれの災害廃棄物処理や他市町等からの応援協力体制の現状等を実際に処理業務に従事した職員から話を聞く。

さらに、これらの災害廃棄物処理への対応を教訓に、各市町に災害廃棄物処理計画の作成を求め、県内全市町と「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結している兵庫県に経緯等を聞く。

これらのことから、今年度、部会で検討している県と全市町村等との応援協定や各市町村等に作成依頼している災害廃棄物処理計画の参考とする。

5 概 要

（1）洲本市

①日時 平成18年10月11日（水）13時30分～15時

②対応職員 洲本市市民生活部環境整備課 寺岡課長補佐、安宅課長補佐

③処理経過

【最初は仮設トイレ】

平成16年10月20日に台風が襲来し、大きな被害を受けた。電話の苦情が多く、対応は大変であった。最初は、仮設トイレの設置の問題であった。すぐに仮設トイレの設置が始まった。神戸市からは10台の仮設トイレなどの救援が届いた。また、仮設トイレを直接マンホールにつなぐ作

業も開始した。

【直営は臨時ごみの収集】

翌日からごみの収集作業が始まった。汚泥が一面に広がり、ごみの山になり、淡路島の奥の方まで、車両が入って行けない状態になった。可燃ごみは、最初の1週間は委託で収集し、直営は、もっぱら災害廃棄物の収集などを主に実施し柔軟に対応した。

【分別】

当初は不燃・可燃（倒壊ごみ）と家電の3分別にわけた。分別を最初は適正に実施したが、最初の仮置き場から次の仮置き場に運搬する作業の中で不燃と可燃が一緒になってしまったり、廃棄物量が増加し衛生的にも支障（蟻の発生等）が出てきたため、家電のみ分別し、3分別から2分別になってしまった。この処理は可燃不燃混合で処理できる業者に委託した。

結果として2分別で実施したので、時間的には早くごみ処理（但馬地区の豊岡市では3分別を仮置き場において実施したため時間がかかった。）ができたようだ。しかし、廃棄段階で分別を徹底すれば、より適正により早く処理できるので、事前に仮置き場を確保し、住民への周知を迅速に行える体制をつくっておく必要を感じた。

また、災害廃棄物の中身としては木屑が多かった。

【仮置き場】

仮置き場は、始めに市営駐車場、次に市内施設（運動場）、最後に民間の土砂採石場の空き地の3箇所を使用した。民間の砕石場は面積の広いところで、非常に役に立ったが水の排水処理を整備するのに時間がかかったり、ハエが発生したりする問題もあった。

仮置き場を設置するためには、事前に周辺住民の了解が必要であるし、候補地を決めておくことが必要になる。

【応援】

他市からの応援は、水害の翌日に神戸市から清掃業務を指導する職員がから1人、2日後に2人になり、その後パッカー車10台で20数人の応援があった。

泊まりと通いの職員の方がきてくれたが、ほとんどは通いであった。なお宿泊費は災害補助の対象にならない。応援を受けた期間は2週間であったが、応援が帰った後もまた、ごみが出てきた。少し応援を帰すのが早すぎた。応

援の職員を帰した後で市役所全体の職員で2回から3回収集した。ごみはきれいになったと思えば、また出てくる。この繰り返しであった。

このほか、県外からの応援の協定は四国の県などと結んでいる。他市・他県からの応援の外、建設業組合からの自発的な応援があった。圧倒的に車と人の応援が必要であったため助かった。応援の要望は県に提出し、県はこの調整役をやってくれた。

車両関係では、25トン車等を使用した。また2トン車も入れない狭い所は軽トラなどで対応した。

【勤務時間】

職員は被災してから10日間くらいまでは、朝7時に出勤し、翌朝の3時まで仕事し帰宅、仕事の内容は、段取りと反省会の連続であった。その後2ヶ月くらいは朝7時出勤、夜の12時帰宅。その後、翌年の2月までは、災害の補助金の業務で毎日8時くらいまでの残業が続いた。災害に対する対応が落ち着くまでには、半年ぐらいかかった。

【市役所の体制】

災害時は、市役所全体での対応になった。環境担当はごみ収集関係以外の仕事もした。土嚢配り・資材配りも環境の仕事であった。災害が一段落した後、土嚢を戻して、土に返すのも環境で対応した。これは環境の仕事ではないと思ったが、環境担当で対応する部分・役割が多かった。

【広報】

広報活動については、広報紙の号外を出した。また、ケーブルテレビ・掲示板を使用して災害についての広報を実施した。

④質疑応答

Q. 災害廃棄物の分別及び処理処分について

A. 当初は、可燃、不燃、家電に分別していたが、廃棄物の量が日々増加し、早急に仮置き場に搬出しなければ、道路が使用できなくなり、衛生的にも悪影響（蠅の発生等）がでてきたので、家電のみ分別して収集した。可燃不燃混在のまま処理できる民間業者に処分を委託した。（ほとんど区内処理）

Q. 地震と大雨での災害廃棄物の違いは

A. 大雨では、浸水したところ全部が汚泥等によって災害廃棄物になってしまう。地震の場合は、家の強度等の条件によって廃棄物にはならない場

合がある。災害廃棄物の量は大雨の方が多。収集が終わったと思つたところに翌日同じように廃棄物が出ていることがたびたびあつた。

また、汚泥を処理するため、土嚢に使う袋を配布したが、後日大量の廃棄物になつた。

Q. 職員の体制及び通常業務はどのようにしたのか

A. 通常の体制に部内等から応援をだした。発生から10日間ぐらひは、夜中の3時頃まで仕事をして仮眠後6時から仕事開始する状態だつた。その後、朝7時から夜中12時過ぎまでという状態が半年間続いた。その間、土日はほぼなかつた。

通常業務は、1週間だけ不燃の収集をとりやめた。後は並行して行つた。
(可燃物の収集は民間委託だつた。)

Q. 仮置き場の設置基準や予定地等は決まっているのか

A. まだ決まっていない。(作成中)

今回は、始めに市営駐車場、次に市内施設、最後に民間の土砂採石場を使用した。(広い土地は限られている)

Q. 市外からの支援で助かつたことは

A. なんととっても、人と車(収集車)の支援が一番助かつた。

市職員と他市町職員でチーム(10チーム)を作つて収集した。(2週間程度)ただ、洲本市は細い路地が多いので、4tダンプ等の大型車で支援に来てくれたが、あまり仕事がないときがあつた。

また、指示は市職員が行つたが、徹底できないところがあつた。収集終了後、当日の反省や翌日の予定等の会議を市職員は行つた。

Q. 災害廃棄物処理対策連絡会議の幹事市(淡路ブロック)について

A. ブロック内の連絡調整等は、市町村の合併等がありほとんどできていない。連絡会議もまだ1回しか行われていない。

(2) 兵庫県

①日時 平成18年10月12日(木) 10時~11時30分

②対応職員 兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課廃棄物指導係 石岡主査

③処理経過

【災害廃棄物の特色】

地震の時は水の回復が最初の問題であつた。そして次に仮設トイレの設置

がはじまった。東京都から船便で仮設トイレの応援がきた。その後、解体ごみの廃棄物の運搬処理の順であった。地震のときはガレキなどの量が多い。水害時のごみは、後から後から出てくる。

【県は調整役】

県の役割としては、災害を受けた市町村と民間との協力協定の調整であった。それぞれの市で協定を結ぶのは無理である。災害が起きると小さな市町村では対応ができない。市同士の応援はブロックを超えて実施された。大きな臨海部の市や神戸市などが応援できる。この調整役が県のおもな仕事だった。

仮置き場は広い場所が必要である。分別ができ、長期間使用できる場所が必要である。仮置き場は市だけではなかなか決められないこともあった。

【分別をしないと費用が高い】

分別はしっかり分けた方がよい。混合ごみはそのままでは焼けない、混合ごみのまま産廃の業者に依頼すると混合ごみはそのままでは焼却不可能であると共に費用が高くなってしまう。分別した方が経費の大幅な削減にもなる。

【災害時の相互協定】

兵庫県は相互応援協定を現在結んでいる。幸いなことに締結後、災害は発生していない。

災害時の民間からの協力に対しては必要な費用は支払った。資材の賃貸・運搬などをおもに業者に依頼した。

民間との協定があれば、業者を決めるのも迅速にできるし、利便もある。

③質疑応答

Q. 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」締結までの経緯について

A. 協定締結までの経緯は、事前説明会（県下7ブロック）→意見聴取→市長会、町村会への説明→協定締結同意書→協定押印→写し等送付

Q. 民間との協力体制は

A. 同時期に神戸市安全協力会（ゼネコン団体）、（社）兵庫県産業廃棄物協会、（社）兵庫県水質保全センター（し尿）と協定を締結した。なお、各市町が従前に協定等締結している場合はそれを優先していいことになっている。

Q. 災害廃棄物処理計画の策定状況は

A. 平成17年7月に資料を配付して、各市町に作成依頼したが、現在までに県下市町の半分程度しか作成されていない。

- Q. 災害廃棄物処理対策連絡会議の各ブロック（10ブロック）の区割りは、どのような基準で設置したのか
- A. 県民局（県地方機関）単位で設置。（9県民局、神戸市）
- Q. 災害廃棄物処理対策連絡会議にはどのような役割を期待していますか
- A. 情報交換（仮設トイレ、仮置き場等）
- Q. 各ブロックの幹事市にどのような役割を期待していますか
- A. 情報伝達、ブロック内での調整機能
- Q. 仮想訓練等を行っていますか
- A. 逐次、災害訓練の中で廃棄物関係についても併せて行っている。（年3回）
- Q. 災害発生時の県の役割について
- A. 市町間の連絡調整、民間団体との連絡調整

6 まとめ

今回の視察を通して、改めて各市町村等が災害廃棄物処理計画を作成することの重要性を感じた。特に仮置き場の確保や非常時の収集体制等事前に決めていなければ、初動体制が遅れ、その後の処理が困難になると感じた。